

議案第 21 号

杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程（平成19年杉並区教育委員会訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月 日

杉並区教育委員会

第3条第3項中「、教育委員会事務局教育政策担当部長」を削り、「教育委員会事務局教育人事企画課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

第9条中「教育委員会事務局教育人事企画課」を「教育委員会事務局教育人事・指導課」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(構成) 第3条 略 2 略 3 委員には_____、教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局教育人事・指導課長、杉並区立済美教育センター所長及び杉並区立就学前教育支援センター所長の職にある者をそれぞれ充てる。 4 略 (庶務) 第9条 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育人事・指導課において処理する。	(構成) 第3条 略 2 略 3 委員には、教育委員会事務局教育政策担当部長、教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局教育人事企画課長、杉並区立済美教育センター所長及び杉並区立就学前教育支援センター所長の職にある者をそれぞれ充てる。 4 略 (庶務) 第9条 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育人事企画課において処理する。